

## 2008年漁業センサスにおける調査方法について

### 1 2003年漁業センサス（前回）までの調査方法

- (1) これまでの漁業センサスにおいては、流通加工調査など一部の調査を除き、統計調査員又は統計・情報センター職員による調査客体への面接聞き取りにより実査を行ってきたところである。
- (2) 一方、最近の調査環境の変化をみると、国の統計調査については、特にプライバシー意識の高まりの中で、調査客体自らが個人情報に係る事項を、統計調査員に対して直接回答する面接聞き取りの方法では、調査客体からの調査協力が得られないという状況が一層強まってきている。
- (3) このため2008年漁業センサスにおいては、これまでの統計調査員による調査客体への面接聞き取りによる方法から、調査客体が自ら調査票に記入する自計申告による方法に全面的に移行することを予定していたところである。

### 2 試行調査の結果

- (1) このような中で、2008年漁業センサスの試行調査を平成19年7月1日現在で実施したところである。

この試行調査は、本調査と同様に都道府県及び市町村等を通じ、調査の準備から実査・審査に至る一連のプロセスを試行的に実施して諸課題を事前に把握し、その改善策を調査設計に反映させることを目的として実施した。
- (2) 今回の試行調査の結果をみると、特に調査客体への面接聞き取りから全面的に自計申告への調査方法に移行することについて、次のような意見が多く出された。

ア 漁業センサスの調査客体である漁業者の場合には、特に1日の生活パターンが夜間操業で昼間就寝など特別なものであり、海上での操業から帰宅した後に、自ら調査票を読み該当する項目に記入することは困難な場合が多く、漁業者の高齢化が進んでいる中であって、このような傾向は一層強まっていること

イ このため、これまでの面接聞き取りから自計申告に調査方法を一気にしかも全面的に移行した場合には、調査拒否や調査項目の未記入が多くなり、調査の確実な実施が困難であること

ウ また、上記の状況に加えて、統計調査員や市町村での調査票の審査・補正作業が膨大なものとなり、調査の円滑な実施に支障を来すこと

エ 更に、全面的に自計申告方法のみで実施した場合には、調査結果の精度も低下し、統計数値の信ぴょう性も維持されないこと

オ 以上のようなことから、全面的な自計申告方法への移行を先延ばしするか、又はこれまでの面接聞き取り方法も取り入れることができる余地を残すべきであること

### 3 今後の対応方向

- (1) 2008年漁業センサスについては、当初、これまでの調査客体への面接聞き取りによる調査方法から、全面的に自計申告による方法へ移行することを予定していたが、今回の試行調査の結果を踏まえ、本調査の円滑かつ効率的な実施を図る観点から、統計調査員による調査客体への面接聞き取りによる調査方法も取り入れることができるよう措置する。
- (2) 具体的には、2008年漁業センサスの調査方法は自計申告を基本とするものの、地域の実情に応じて、統計調査員による面接聞き取りについて調査客体からの了解が得られた場合には、これまでどおり面接聞き取りによる方法で実査を行うことができるものとする。